

「航空法施行規則改正等に関するパブリックコメント」への意見等について

No	該当箇所	意見・確認事項
省令案		
1	2. (1) ② ii)	「人又は家屋の密集している地域を、国勢調査の結果による人口集中地区と定めることとする。」とあるが、 1. 現在、「人口集中地区」の確認方法には、①国土交通省HP上の国土数値情報ダウンロードサービス ②総務省統計局のjSTAT MAPがあるが、①はファイル形式が一般的でなく使用が困難であり、②は境界線近辺の住所の判別が困難である。よって、より簡便に使用ができ、かつ正確な判別が可能な手段を講じて欲しい。 2. 広範な地域が指定されることによって、申請手続やドローン装備等の面で利便性が損なわれることがないように配慮いただきたい。 3. 「人又は家屋の密集している地域」に隣接している、安全性に問題のない地域まで制約が及ばないように配慮いただきたい。
申請・審査要領案		
2	2. 2-1 (1) b)	飛行日は天候等により左右され当初の予定日から変更になる可能性があり、15日前までの提出は実務上困難な場合があるため、申請は7日または8日前までとして欲しい。
3	2. 2-1 (1) c)	事故および災害に際して、迅速な保険金支払等のため保険会社が行う無人航空機を用いた調査も「緊急を要するもの」に該当するものとする。この点を何らか明示して欲しい。
4	2. 2-2-1 (5) イ)	「無人航空機の機能及び性能に関する基準を制定している団体」の選定基準はどのようなものか。
5	2. 2-2-1 (6)	法人の業務として無人航空機を飛行させるために申請する場合で、操縦者が団体による技能認証を受けていないときには、監督者が「操縦技能確認書」で確認を行うことになるが、監督者は適合しているか否かの判断をどのようにすればよいのか。
6	2. 2-2-1 (6)	「操縦者の技能等に関する基準を制定している団体」の選定基準はどのようなものか。

No	該当箇所	意見・確認事項
7	2. 2-2-1 (8)	「無人航空機に係る保険」として記載できるものを示してもらいたい。
8	3. 3-1	飛行に際しては各種の事前準備が必要であるが、機体の移動など相当のコスト・ロード等が必要な準備については承認前に実施することが困難なため、申請後、その承認は飛行予定日の原則3日前までにすることとして欲しい。
9	5. 5-2 (2) d) 等	「人身傷害保険」とあるが、人の負傷、第三者の物件の損傷等に対応するものとすれば「賠償責任を補償する保険」の誤りと思われる。
10	5. 5-5 (1)	「機体について、物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること」の基準として、「プロペラガード 等」とあるが、「プロペラガード」とともに「衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着」も例示している箇所もある。特段の理由が無ければ例示を統一して欲しい。特段の理由により差異を設けているのであれば、その理由を明示するなど、どのような構造が基準に該当するか判断・推定しやすくして欲しい。
11	(様式1) 「飛行目的」欄	現行様式では損害保険会社による損害調査業務がどれに該当するか不明であり、統一性が保たれないため、明確化の観点から「損害調査」を追加するか、「搜索・救助・損害調査」などとして欲しい。

以 上